

こども加算臨時給付金

こども1人あたり

【5万円給付金】のご案内

物価高騰による子育て世帯への負担軽減を図るため、対象世帯に対して、**18歳以下のこども1人あたり5万円**を支給します。

支給対象

※世帯の世帯主が対象です。

令和5年12月1日時点で、那珂市に世帯主の住民登録がある

住民税非課税世帯重点支援追加給付金(7万円)または
住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金(10万円)を受給している(※)

※世帯全員が、令和5年度分の「住民税均等割のみが課税」または「住民税非課税」で構成される世帯を対象に支給しています。

令和5年12月1日時点で、同一の世帯
に**18歳以下のこども(平成17年
4月2日以降生まれ)**がいる

令和5年12月2日～令和6年5月31日に出生した新生児
または
対象世帯とは別世帯だが扶養しているこども
がいる

手続きは不要です



送付された通知書に記載されている口座から受給口座を
変更する場合や、本給付金の支給を辞退する場合は、**届出
書を提出**してください。(市ホームページまたは社会福祉課
窓口から取得してください。)

手続きが必要です

**裏面の手続き方法を確認し、
申請をおこなってください。**

※申請書等の様式は、市ホームページまたは
社会福祉課窓口から取得してください。

(注意)上記に該当しても、**以下に当てはまる場合は支給の対象となりません。**

- ・世帯全員が、住民税が課税されているかたの被扶養者等のみで構成されている場合
- ・児童が施設に入所している場合

お問い合わせ・相談窓口



029-212-7789 (直通) ※6月1日以降は 029-298-1111

那珂市 社会福祉課 給付金担当

受付時間 平日9:00~17:00 (12:00~13:00および土日祝を除く)



手続き方法

手続きが必要な方のうち・・・

令和5年12月2日から
令和6年5月31日までに
出生した新生児がいる

対象世帯とは別世帯だが
扶養しているこどもがいる

以下の書類を提出してください。

- こども加算臨時給付金【1人5万円】申請書（請求書）
- 受取口座を確認できる書類の写し
- 世帯主の本人確認書類の写し
- (代理人確認・受給の場合のみ) 代理人の本人確認書類の写し

以下の書類を提出してください。

- こども加算臨時給付金【1人5万円】申請書（請求書）
- 受取口座を確認できる書類の写し
- 世帯主の本人確認書類の写し
- (代理人確認・受給の場合のみ) 代理人の本人確認書類の写し
- こども加算臨時給付金別居監護申立書
- 別居しているこどもの住民票（続柄記載）

5万円給付金の申請期限は

令和6年6月20日（木） ※必着 です。



住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ・相談窓口



029-212-7789 (直通) ※6月1日以降は 029-298-1111

那珂市 社会福祉課 給付金担当

受付時間 平日9:00~17:00 (12:00~13:00および土日祝を除く)

